

# 第1章 計画策定の考え方

## 第1節 計画策定の趣旨

現代社会は、物質的豊かさと生活の利便性をもたらす一方で、廃棄物処理や生態系への影響、地球温暖化やオゾン層破壊など様々な環境問題が顕在化しています。

こうした環境問題は、日常生活や通常の事業活動に起因するものが多く、解決のためには、私たち一人ひとりが、これまでの価値観やライフスタイル、豊かさに対する考え方を変え、生活行動や経済活動のあり方そのものを「環境」という視点から見直していくことが求められます。

今、私たち全ての者が、人類社会の持続的発展に向けて、環境の持つ価値をより一層認識し直し、環境の保全と創造に向けた取組を進め、かけがえのない財産である緑あふれる森林、清らかな水などの豊かな自然や良好な環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

このような考え方に立ち、本県では、平成16(2004)年4月、環境の保全及び創造に関する基本理念などを定めた「山梨県環境基本条例」を施行し、同条例第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として、平成17(2005)年2月に「山梨県環境基本計画」を策定しました。

平成25(2013)年度に「山梨県環境基本計画」が目標年次を迎えることから、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、新たに「第2次山梨県環境基本計画」を策定します。

## 第2節 計画の目的

本計画は、「山梨県環境基本条例」第8条の規定に基づく計画であり、その目的は次のとおりです。

健全で恵み豊かな環境の保全と、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する県の各種施策を、より有機的な連携のもとに総合的かつ計画的に推進する。

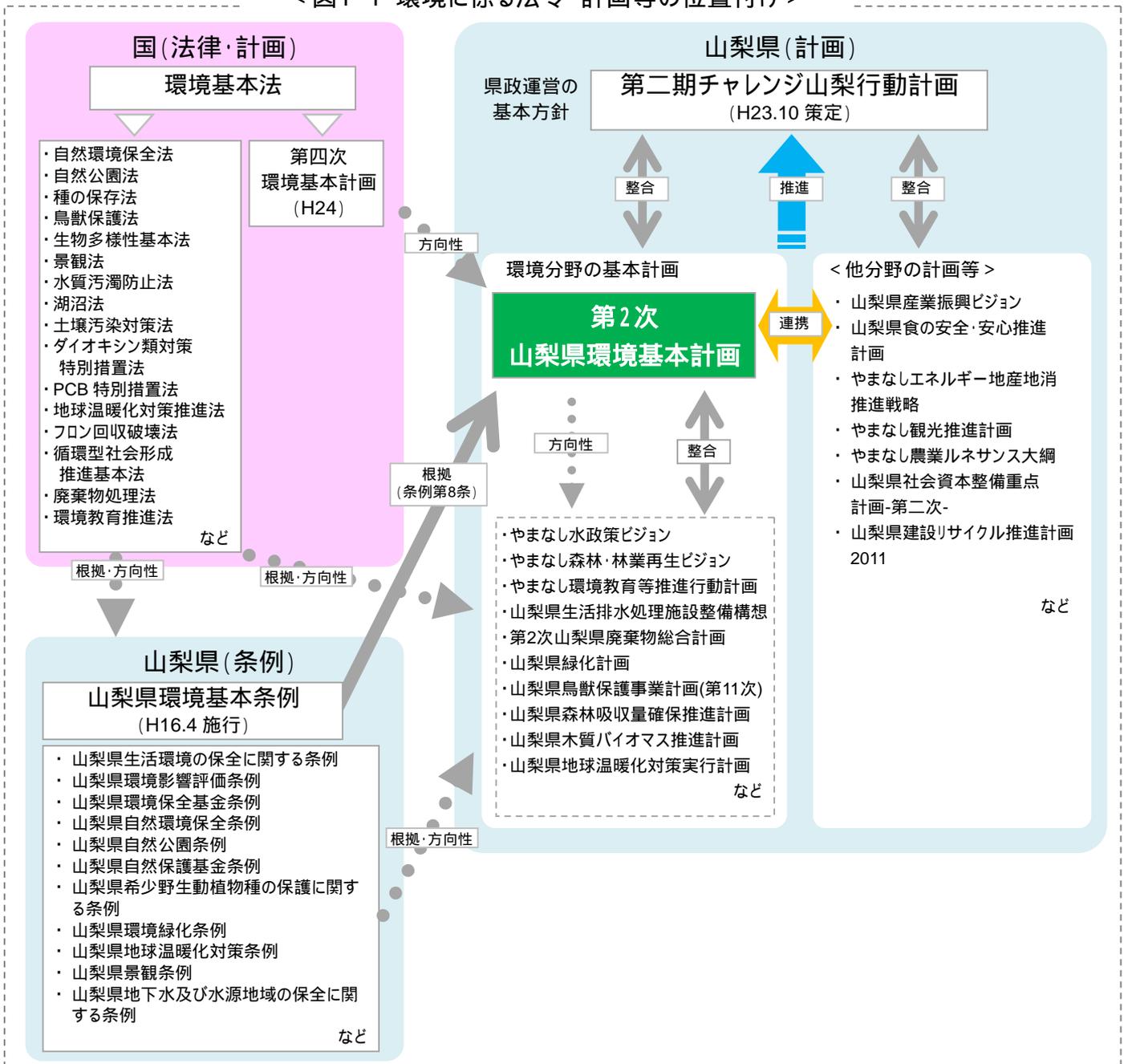
県民、民間団体、事業者、市町村、県などの各主体が、目標を共有し、公平な役割分担のもと、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に取り組むよう方向づける。

### 第3節 計画の性格・他計画等との関係

本計画は、県政運営の基本指針である「第二期チャレンジ山梨行動計画」(平成23(2011)年10月策定)の基本理念である「暮らしやすさ日本一の県づくり」を環境面から推進する計画として、「環境先進地域」山梨の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画です。

本県の環境保全に関連する個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進するものとします。また、県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図るものとします。

< 図1-1 環境に係る法令・計画等の位置付け >



## 第4節 計画の対象

環境は、それ自体が包括的な概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化によって変遷していくものであるため、限定的には捉えず、今後、新たな環境問題が生じた場合は適切に対応していく必要があります。

この計画では、対象とする環境を、「山梨県環境基本条例」第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとします。

生活環境	廃棄物、物質循環 等 大気、水質、騒音・振動・悪臭、地盤沈下、土壌汚染、化学物質 等 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自然環境	森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性 等
地球環境	地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等

< 図1-2 計画が対象とする環境 >



## 第5節 計画の期間

本計画は、平成35(2023)年度を目標年次として策定します。

なお、環境の状況の変化などに対応するため、計画の環境指標(数値目標)等については、おおむね5年を目途に見直しを行います。

また、計画の策定時に想定されなかった社会経済情勢や環境問題の変化等が生じた場合は、必要に応じて随時見直しを行います。

## 第6節 計画の構成

### 第1章 計画策定の考え方

計画策定の趣旨、目的及び計画の性格など計画に関する基本的事項を示します。

### 第2章 環境に関する状況

環境を取り巻く状況や本県の基本特性、本県の環境の状況とともに、「山梨県環境基本計画」(平成17(2005)年2月策定)のこれまでの成果や今後の課題について示します。

### 第3章 計画の基本目標・目指すべき将来像

計画の基本目標と、計画の推進に当たって目指すべき本県の環境の将来像を示します。

### 第4章 県民・民間団体・事業者・市町村・県の役割

計画の目指すべき方向を達成していくために、地域を構成する各主体がどのような役割と責任のもとで取り組むことが望ましいかを示します。

### 第5章 環境の保全と創造のための施策の展開

環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくための施策の展開方向を示します。

### 第6章 重点的に取り組む施策

計画の推進に当たって県が重点的に取り組む施策を示します。

### 第7章 計画の推進

計画を推進するための体制や進行管理に関する事項を示します。